

第14回山口県人権施策推進審議会会議録

注) 発言内容に影響しない範囲で語尾等を修正しました。

○開催日時：令和3年1月28日(木) 午後1時30分から午後3時10分まで

○開催場所：県庁共用第3会議室（本館棟4階）

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただ今から、第14回山口県人権施策推進審議会を開催させていただきます。

まず、配布資料について、御確認をお願いします。一覧にしておりますので、不足等があればお知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、審議会の開催に当たりまして、山口県環境生活部長の神杉が御挨拶を申し上げます。

環境生活 皆さんこんにちは。環境生活部長神杉でございます。本日はお忙しい中、御部長 出席いただきましてありがとうございます。

さて、昨今の社会情勢を見てみますと、新型コロナウイルス感染症に関連した不当な差別、それから偏見という新たな人権問題が発生しております。

地方公共団体におきましては、こうした行為は断じて許されない旨を広く住民に周知するとともに、正しい情報の選択と冷静な判断を呼び掛ける啓発に、しっかり取り組むことが求められていると考えております。

県におきましては、こうした社会情勢の変化等にも的確に対応しながら、山口県人権推進指針、こちらの方に基づきまして、県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会の実現に向けて、人権に関する取組を総合的に推進しているところでございます。

こうしたことも踏まえまして、本日は、まず、前回からの継続案件であります「LGBTなどいわゆる性的少数者に関する問題」、これについて御審議をいただいた後に、その他の議題といたしまして、昨年度実施した「人権に関する県民意識調査の結果に基づくこれからの方向性」についても、御審議をいただくこととしております。

委員の皆様には、どうか忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。それではよろしくお願いたします。

事務局 それでは、ここで本日の審議会の成立状況について、御報告を申し上げます。委員15名中13名の方が出席されており、過半数を超えています。

審議会規則第5条第3項の規定に基づき、本会議が成立していることを御報告申し上げます。

議題の審議に先立ちまして、皆様に御了解いただきたいことがございます。

本審議会は公開を原則としております。したがって、審議の内容をまと

めた議事録も公開とし、県のホームページにも掲載する予定としておりますので、議事録の作成に正確を期すため、審議内容については録音させていただき、また、会議の写真を撮らせていただきたいと思いますと思いますが、御了承の方をよろしく申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきますが、審議会規則第5条第2項の規定により、議事は、会長であります議長が進行することとなっておりますので、以後の議事進行につきましては、高田会長の方でよろしくお願いいたします。

議長 高田と申します。早速ですが、議事に入りますが、会議の終了時刻が午後3時の予定となっておりますので、委員の皆様への御協力を賜りまして、円滑な審議をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議題1の「LGBTなどいわゆる性的少数者に関する問題について」の審議に入りたいと思います。

この議題につきましては、鈴木委員から、平成29年度に問題提起をいただき、前回、前々回の審議会でも、継続的に審議した案件です。

前回の審議会では、委員の皆様から、この問題についてもっと深く学びたいという意見もいただいたことから、本日は、審議に入る前の段階としまして、改めまして、鈴木委員からの問題についての基礎的な説明をいただくこととしました。それでは、鈴木委員さん、よろしくお願いいたします。

末長委員 はい、ちょっと。今日は傍聴がいるのではないかと。マスコミでも、委員の了承が必要ではないかと。

事務局 委員の方の改めての御了解いただいてなかった点はお詫びしますが、事務局の方で、審議会は公開ということで、記者発表もしておりますので、改めて議長から傍聴の許可をとっていただく形にしておりませんでした。

その点を事前に御説明をしなかった不手際がございますが、冒頭申し上げましたように、公開ということで、進めたいと思いますが、末長委員、よろしいですか。

末長委員 公開ということは分かるが、やはり、議長の方から委員の了解は必要と思う。

議長 それでは、議長の私の方から確認をとらせていただきます。

補足としまして、本会議が始まる前に、事務局からは、今日マスコミが入るという報告は、議長として受けています。

皆様の了解を得るところを失念していました。

改めまして、委員の皆さんに御確認しますが、本日はマスコミも入っていますが、本審議会は公開を前提にしておりますので、御了解をいただけますでしょうか。

(委員了承)

それでは改めまして、鈴木委員さんの方から説明をお願いします。

鈴木委員 鈴木でございます。今日はよろしくお願ひいたします。

お時間いただきましたので、「性的少数者の人権課題」と題しまして、皆様のお手元に、資料が三種類ございます。

A4のパワーポイントのレジюмеと「福岡県人権教育・啓発基本指針」を参考例として、それから、鳥取県の「多様な性を理解し行動するための職員ハンドブック」、同じ中国地方で鳥取県が最近作ったのですけれども、大変充実していますので、配付させていただいています。

メインは、私が作成しましたパワーポイントレジюмеの方を見ていただきながら、お話をさせていただきます。

まず1枚目、そもそもLGBT、セクシュアルマイノリティ、性的少数者と言われますが、何が少数なのかというところからお聞きいただくために、性のあり方を構成する要素という基本知識を確認していただきたいと思います。

左からの上からですね、性のあり方については、性的指向、どの性を好きになるかと、それから次に、身体的特徴、そして右上に性自認（こころの性）という3種類の性の構成要素を書いております。一つひとつについて、説明していきたいと思います。

まず、身体的特徴からお話させていただきますけど、これは生まれたときに、まず外性器・内性器などから通常分かるところではあるんですけど、見えないところで、内性器、性染色体、性ホルモンの分泌などに見られる身体の性的特徴が性の要素の一つなんですけど、出生時は、通常、外性器の形状に基づき、男か女かのどちらかの性別が割り当てられ、戸籍上、法律上の性別が決められています。しかし、実際に体の中で身体的特徴もありまして、先天的な性分化疾患、インターセックス、例えば、男に割り当てられていても、途中で女性の部分が顕著になってくる、そういった身体的特徴を持っている方もいらっしゃいます。

それから、左の上にいきまして、性的指向、好きになる性ですね、これは分かりやすいと思うんですが、どの性別の人に恋愛感情や性的な関心をもつかということです。異性愛、同性愛、両性愛者などがございます。

恋愛感情や性的な関心が、いかなる性別に向くか、また、向かないという方もいらっしゃいます。アセクシュアルと言うんですけど、これは治療の対象ではありません。

最後ですね、性自認、こころの性について説明します。自分が男性である、女性である、どちらでもある、どちらでもないといった自分がどの性別であるかという認識、アイデンティティのことを性自認、こころの性と言います。生まれた時に、身体的特徴からですね、決められた性別と一致する人もいれば、一致しない人もいます。一致しないことを、性別違和とも言います。一致しな

い人をトランスジェンダー、英語からの借用で、とも言いますし、その一部の方は医療機関で、性同一性障害と診断されることもあります。現在、指針に上がっている性同一性障害というのは、性自認の要素の一部の人、という形になります。

2 ページ目にいってください。改めて、性同一性障害について、おさらいも兼ねて、提示させていただきました。性別違和、自分に割り当てられた性別と一致しないすべての人が、性同一性障害とはなりません。

現在、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」がありまして、一定の要件を満たせば、法律上、性別の取り扱いを変更できるようにはなりましたが、外科的な手術が必要です。性別適合手術、卵巣を取ったりですね、そういった手術が必要です。

また、未成年の子供がいないなどの要件もございまして、実際には性別の取り扱いを変更したくてもできないという方がたくさんいらっしゃいます。

なお、性同一性障害という言葉によって、今まで精神障害として扱われていたのですけれども、実はWHOのICD-11、「国際疾病分類」の改定版ではですね、これが「精神障害」の分類から除外をされております。ただ、医療を受けられないわけではなくて、「性の健康に関連する状態」という中で、「性別不合」というカテゴリーに入りまして、医療は受けられるという形になっています。なので、当事者が望めば性別適合手術の医療行為を受けられますし、メンタルケアも受けられるんですが、精神障害にはもう分類されないということがポイントとなります。

次のページをお願いします。今までは、性のあり方を構成する要素を見ていただきましたけれども、性的少数者についてどのような総称を使うべきかということで、前回の審議会でも、表記をどうしたらいいかという議論があったと思うのですけれども、ちょっと、基本的なところのポイントをまとめてみましたが、そもそも、いろんな表記があります。

セクシュアルマイノリティという英語の言葉をどう翻訳するかということになっておりまして、日本語の訳としては性的少数者、性的マイノリティ、セクシュアルマイノリティと様々表記されています。自治体によっては、その表記を使う際に定義を入れるなどして、明確にしているケースもあります。

では、LGBTという言葉はどうか、ということなんですけれども、この言葉自体は国連の広報資料に用いられてもおりますので、使われてはいます。ただ、法律及び自治体条例では、ちょっと使用例は私の方では見当たりませんでした。基本計画の中で使用されている例はありました。

ただ、LGBTって、結局、セクシュアルマイノリティのわずか4つのパターンしか示せていないという問題もありまして、分かりやすいけれども、全てを表記できていないという問題があります。

ちなみに、厚生労働省などが今お使いになっているのが、SOGIというソジ、ソギとも呼ばれますけれども、セクシュアルオリエンテーション（性的指向）、ジェンダーアイデンティティ（性自認）の略で、この頭文字をとった

略称を使うというケースもあります。そうすると、LGBTに収まりきれないセクシュアルマイノリティの方を含むのではないかと、とも言われているのですけれども、同性愛者や性別違和のない人を含むすべての人を含むので使用することはできるのですけれども、それでもまだ足りないと、また言われておりまして、私の個人的な見解といたしましては、もう性的少数者、性的マイノリティー、セクシュアルマイノリティといった最初に述べた表記の方が適切ではないかなと思っています。

次のページをめくってください。結局、行政、自治体がどのように使っているのかという例について、簡単に私の方で法務省、厚生労働省、渋谷区、世田谷区、鳴門市などで使われている例をまとめております。また、本当に指針を改定することになりました時には、人権対策室の方で調べていただけるのだと思いますけれども、この中で、私として気づきとしては鳴門市がですね、セクシュアルマイノリティという言葉を使い、しかもそれについて定義を入れていました。「同性愛者、両性愛者、性同一性障がい者（はちょっと狭いんですけども、）インターセックス等の性的少数者」ということで、身体的特徴を要素とする性的少数者も包含する点が、他の自治体にはないなと思いました。総称を使用する時には、定義は入れた方が良くはないか、というのが個人的な見解でございます。

さらに、今日のお話は性的少数者の人権課題ということもございまして、どういう場面で人権課題に当たってしまうのかということで、ライフステージごとに困難例を皆様に御説明したいと思っております。

この内容につきましては、鳥取県の職員ハンドブックの中にも上がってきているものに加えて、ちょっと私の方で知っているものを加えさせていただいたというものです。

まず、子供さんたちですね、ゼロから10代の時期の困難例ですけれども、5点挙げていますが、いじめや不登校など学校生活の問題は、多く語られています。おかまっぽいみたいな形で、いじめを受けるとかですね、また自分の自認する性に従って生きようとすると、同級生たちから、からかわれるとかですね、そういったことが言われたりもしています。

そして、LGBT、セクシュアルマイノリティの方々の抱えている問題は、家族から理解してもらえないという困難が言われますけれども、家族に分かってもらえず、しかも排除されるような形で児童虐待の被害を受けたり、教師など学校側から理解をしてもらえないというケースもあります。そのために、家に居ることができずに、家出を繰り返してしまうとかですね。また、学校で学業を継続することが難しく、その後の就労にも深刻な影響を与えているというケースも言われています。

それから、自分の性自認や性的指向に対して、スタンダードでない、普通ではない、異常ではないかという思いから自己否定感を抱かされてしまい、将来を展望できないという感情を抱いてしまう。その後、そのことによって、次にも関わってくるのですけれども精神障害の発症につながる、メンタルヘルスを

害していくというようなことも指摘されています。実際に、自殺未遂の行動が、この時期から10代の頃から現れているということが、日高教授の研究でも指摘されています。学校というところはですね、やはり設備の中で、男性、女性という形の設備がいくつもあるところでして、トイレとか更衣室とかですね、例えば性自認、性別違和を抱えているマイノリティの方は、性自認と異なる性別の更衣室やトイレの利用をせざるを得ない、制服も男性女性と別れていますので、その着用を強いられるという状態で、そこに精神的な負荷が高いと言われています。

また後は、第二次性徴期に伴って、自分の自認する性と異なる体になっていくということ自体が、メンタルヘルスを害する状態になると言われています。これが、子供の0から10代への困難例です。

そして、次のページ、そのまま次に20-50代とちょっと大きくなっていますが、結局就職して、どのような形で社会で生きていくのかというところで、困難例としてまとめています。

まず、その就労問題ですね。これは性的指向よりも、性自認のマイノリティの方が多く抱えている問題ですけれども、自認する性を開示して就職ができるのか、ということですね。例えば、男性として生まれたけれども、女性と自認する方が女性として扱われ、女性の恰好をして仕事ができるのか。例えば、社会保険も女性として扱ってもらえるのかなどです。就職した先で理解してもらえるのかという問題が、非常に大きいです。これはですね、結局、その方が就職先に定着ができず、転職を繰り返していく。貧困になっていく問題にも結びついていくところでございます。

次に、就職した後の話ですけれども、職場で性的マイノリティを馬鹿にした冗談や、又はその性的指向や性自認を勝手に暴露されるというアウトティングといったハラスメント被害を受ける。それから、例えば、同性愛だと分かった途端に差別を受けて解雇される、又は、降格されるという不利益な取り扱いを受けるといったことがあります。自認する性に従って生きようとして、やっぱり取引先に恥ずかしいから見せることができないので、君は絶対に内勤だと営業から外されたというケースも聞いています。

それから、これは皆さんも経験していると思いますけど、適齢期といわれる20から30代の間にですね、家族や職場の方々から、まだ結婚しないのかという圧力を受けるという。結婚というのはあくまで男と女という形の異性愛を前提とした結婚でございますので、自分が異性と結婚していないということを聞かれることもプレッシャーですけれども、そして結婚していないということで社会人として認められないということで、昇進を抑えられるといった困難な話も聞いております。

それから、ちょっと先ほど言いましたけれども、4点目は、性的マイノリティであることで職場の理解がなくて、転職を繰り返す。不安定な就労が続いて経済的に厳しい生活になるということがあります。特に、女性同士のカップルであったり、トランスジェンダーの場合、より経済的に厳しくなりがちになり、

女性の賃金ベースが低いという社会の状況に照らしてそうになってしまうということ、そういうことです。

それから、転職したいけれども、性的マイノリティであることで転職先が理解があるか不安である。

トランスジェンダーの方から言われますけれども、病院の施設での性別の扱いが不安だと。ホルモン治療を受けているのであれば、緊急対応ができないとあって、返されたケースがあったとも聞いています。このあたりはちょっと医療機関での対応、又はお医者さんとの連携が進んで欲しいところと思うところ

次に、60代以降は終活の関係なんですけれども、3点ですね。

まず、そのパートナーとの死別に伴う困難で、同性のパートナーがいる場合に、病院で家族として扱われるのか、親族以外面会謝絶という時に親族として扱ってもらえるのか、看取りの場に立ち合わせてもらえるのか、そもそも病状説明であったり、家族の同意を取る時に家族として扱ってもらえるのか、ここには書ききれていないが、遺体のお迎えであったりとか、葬儀の参列、それから相続という場面でかなり困難な例がありますし、実際に裁判になったケースもございました。

2点目がですね、これが先ほどのと重なりますが、病院やそれから介護施設に入る際に理解して扱ってもらえるのか、ケアマネから差別されないかという問題であったり、家族として扱ってもらえるのか。

そして最後に、病院が入院、入所ということで同じ性的マイノリティの仲間との関係が途切れて自分のことを周囲に話せる人が減ってしまい、孤立感を増すということで、どのように居場所を確保しながら老後を迎えていくのかということが、困難であるという、安心して喋ることができる人が少ないが故の問題であると思います。

最後ですね。先ほど、アウトィングという言葉です、ちょっと簡単に使ってしまったけれども、これは他人のアウトィングということ。自分で話すことはカミングアウトということ、自己決定の一つとして行われますけれども、アウトィングというのは、本人の了解を得ずに、他人に公にしている性的指向や性自認等をですね、秘密を暴露する。これが、今年のパワハラ防止法施行に伴って、厚労省が策定したパワハラ防止指針の中にもですね、定めが入りまして、具体的には、「労働者の性的指向、性自認や病歴、不妊治療などの機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに、他の労働者に暴露すること。」というふうに定められています。職場のルールとしてもこれで定着していくのではないかと思いますけれども、社会の中でもですね、アウトィングをする、これは弁護士のところにも相談がかなり来るタイプのものにして、弁護士としても内容証明を送るような問題なんですけれども、性的マイノリティの方の約25%が、このアウトィングの被害経験を持つということが昨年、発表されています。実際、アウトィング被害については、毎年報道がされてきて、2015年の一橋大学で、これは自死に至ってま

グの被害事件に当たり、最近も保育園での事件も、報道されたりもしています。

以上、性的少数者とは何か、そしてその方々がどのような人権課題があるのか、簡単な御説明をさせていただきました。ありがとうございました。

議長 鈴木委員さん、ありがとうございました。性的少数者の定義の観点から、あるいは生涯発達のライフステージでの性的問題を大変分かりやすく、御説明いただきました。この問題に関する基礎知識や人権上の問題などを改めて認識させていただきました。

それでは引き続きまして、事務局より、国における法案検討状況、他県での動向あるいは山口県の取り組み状況について、御説明をいただきたいと思えます。お願いいたします。

人権対策室 次長 それでは、資料1「議題(1) L G B Tなどいわゆる性的少数者に関する問題について」という資料を御覧ください。こちらの2の「内容」(2)「現状」、こちらから、御説明いたします。

まず、①国におけるL G B T関連法案の検討状況についてです。

参考1-1を併せて御覧ください。国におきましては、立憲民主党などが提出したL G B T差別解消法案が衆議院で継続審議されているほか、自由民主党において理解増進法案の検討を進める動きがございますが、昨年度の本審議会時点から進展はございません。

次に、②他県の状況ですが、参考1-2を御覧ください。

表を見ますと、「性的指向」及び「性自認」の両方を盛り込んでいる団体がほとんどですが、その表記はまちまちとなっています。

なお、「性同一性障害」のみを記載している県は、昨年度は4県でしたが、15番の新潟県と29番の奈良県が、昨年度末に改定を行いましたので、本年度現在では、35番の本県と36番の徳島県の2県となっている状況です。

次に、③県における取組状況です。参考1-3を御覧ください。

昨年度と同様に、相談、啓発、教育に分類して整理しておりますが、昨年度資料との変更点に絞って御説明しますと、啓発の一番上の丸、「男女共同参画基本計画の改定」を追加しています。

その内容につきましては、参考1-4を御覧ください。

第5次男女共同参画基本計画素案の抜粋です。本素案は、先日パブリックコメントの募集期間を終えたばかりですが、計画期間は令和3年度から7年度までの5年間で、今年度中の改定を目指しています。

性的少数者に対する理解促進に向け、県民等を対象とした普及啓発などに取り組む中、性的少数者を巡る社会的な動きが進んできたこともあり、性的少数者の認知度は県内でも高まりつつありますが、一方で、当事者が実際に直面している困難については周囲には見えにくいことから、県民の理解や配慮が進みにくい状況にあります。

こうした課題に対応するため、一層の啓発活動に取り組んでいく必要がある

ことから、性的少数者に関しまして、下線を引いている箇所につきまして、新たに記述を盛り込む方向で検討しているところです。

具体的には、基本目標Ⅱ「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」のうち、重点項目4「男女共同参画の推進に向けた意識の改革」に係る「現状と課題」において、「LGBTなどの性的少数者は、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれており、人権尊重の観点からの取組が必要です。」と記載することとしています。

また、「施策の展開方向」の「B 人権を尊重した取組の推進」に係る「具体的施策」には「②性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている方々に対する県民の正しい理解と認識を深めるため、啓発活動を行います。」、「③学校において、児童生徒の発達の段階に即して、性的指向や性自認に係る児童生徒の不安や悩みを受け止め、きめ細かな対応の実施や教育の推進に努めます。」と記載することとしています。

次に、3「現時点における県の考え方」についてです。

LGBTなどいわゆる性的少数者を理由に偏見や差別を受けることはあってはならず、違いを認め、それぞれの生き方が尊重される社会を構築することが重要であると考えています。こうした中、他県の人権指針等においては、ほとんどの団体がLGBTなどいわゆる性的少数者の問題に言及しているものの、その表記自体はまちまちであり、また、現在国において法制度も議論されていることから、こうした動向等も踏まえる必要があります。

他方、本県指針については、前回改定後の人権関係法令の制定等の状況を踏まえ、LGBT関係のみならず、個別分野全体の改定を検討すべきと考えており、そのための全体調整が必要となります。

こうしたことから、本県指針の改定には時間を要するものと考えていますが、県としましては、LGBTなどいわゆる性的少数者に関する問題を指針に盛り込む方向で検討するとともに、県民の理解が進むよう、引き続き啓発等の取組に努めてまいりたいと考えています。

事務局からの説明は、以上です。皆様、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願い致します。

議 長 事務局の方より、御説明をいただきました。ありがとうございます。

それでは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思いますが、どうぞ意見のある方はお願いいたします。

末長委員 はい。LGBTを総称でいえば、性的少数者・マイノリティというふうにあるのですが、レズビアン（女性同性愛者）、ゲイ（男性同性愛者）、バイセクシュアル（両性愛者）、トランスジェンダー（性別越境、性別違和）の頭文字をとって名づけられている。特にトランスジェンダーの概念は幅広く、心の性別と体の性別が一致しないとか、F to MだとかM to Fだとか呼ばれている。心の性別が無性・中性として生きている方はM to XまたはF to Xなど細かく分類

されるとか、いろいろあるわけですが、もう1つですね、これらの呼称については、自らのことをポジティブに飾る用語として北米ヨーロッパで生まれて、現在では世界中で使われている。こうなっているわけですね。こうなっているんですが、その次に、私の思いと違うんでしたら、また意見をお願いしたいんですが、割合というのがLGBTの。LGBT総合研究所が2016年に実施したマーケット調査によると、LGBTに該当する人は8.0%というデータがある。しかし、私がいろいろの間、聞き及ぶところでは、10%とか13%とかいう説もですね、私のところに入ってきてます。しかしですね、この8%という数字についても、左利きだとか、血液のAB型の人よりも多い割合になる、というふうに言われているわけですね。そうすると、私が言いたいのは何かというと、マイノリティ・少数者と言えるのか、これだけの数字が挙がっている状況があるのに。私個人的に少数者・マイノリティという言葉が、個人的に嫌いというのがありますけども、私の個人的な好き嫌いだけではなしに、実際にマイノリティということで表現がされていいたろうかと、ここは率直な疑問があります。その中で、勿論このLGBT以外のマイノリティというのも挙げられています。LGBTが4つの限られた名称になっているということから、その他のマイノリティということでいろいろあります、挙げられているんですね。一例では、インターセックスとか、アセクシュアルとか、クエスチョニングとか、いろいろあるんです、これらのマイノリティがある。

ここ最近の状況ですが、いわゆるカミングアウトの問題ですね、自らLGBTと告白をした芸能人、皆様方もお耳にされてる最近はされることが多いかと思うんですが、タレントのAさんとか、これはLGBTであることをカミングアウトされている典型です。また、ゲイの公表をされている方もいらっしゃいますし、お笑い芸人のBさんは、レズビアンを告白をしています。また、Cさんという方がおられますが、バイセクシュアルであることをカミングアウトしています。また、海外では女優のDさん、有名な方ですが、レズビアンであるとカミングアウトし、また、シンガーソングライターのEさんなどの文化人も、ゲイであることをカミングアウト。さらにはスポーツ界でも、いろいろオリンピックの際、2018年の冬季オリンピックのときの最後、男性同士でキスをしたシーンが生放送されたとかいろんなことがあります。

こうした中で、日本におけるLGBTへの対応、これが私は問題だと思うんですね。現状は2017年の3月に、日本政府はいじめ防止基本方針の改定を行って、LGBT生徒の保護の項目が初めて盛り込まれました。

2016年には、教職員向けにLGBT生徒への対応を記した手引きを発行している。しかし、実際は、未だにLGBTに対する差別やいじめがあるのが現状だ。

また、異性カップルと同等の権利が公的に保障されていない点も課題の1つ。2015年に、東京都渋谷区議会で同性カップルに対して、結婚に準じる関係と認めるパートナーシップ証明の発行が可決された、ということ皮切りにいろいろ動きが全国的に出ています。これは、最近では去年でしたかね、山口

県でも、宇部市でパートナーシップ制度がですね、承認された、ということがあったかと思えます。しかしですね、いずれも条例や要綱での実施であって、法的な拘束力はないということです。ですから、例えば、同性パートナーへの遺産の相続権がなかったり、医療の適用や法的整備や受け入れ態勢が進んでいないということが大きな課題だと言われています。

それから、今1つの問題は、先ほどのいくつか紹介をしましたカミングアウトへの不安の要素が非常に大きくて、なかなかカミングアウトにはハードルが高いというのが、今日の現状ではないかということも言われています。

そうした中で、私は先ほど事務局から提案があった点については基本的には賛成したいというふうに思います。その方向で進めていって欲しいと思うんですが、ただ、山口県の人権推進指針の策定の際にも、意見として若干挙がってきた経緯もあるかと思うんですが、差別やいじめ、ましてや人権侵害といった場合には、往々にして状況というのは国民間でその症状や状況が現れるということになるわけですが、実際にはですね、その本質は何かといえば、やはり国家権力と国民との関係で、その国家権力はどうか条件整備等を含めて人権を保障するという体制をとっているかどうか、ここが一番のポイントだと思うんですね。国民間の争いにしてはならない、決してそういう争いや論調にはしてはならないという、特に人権に関わっては、私はそう思います。

そのようなことと、それから先ほどありました男女共同参画、山口県の第5次基本計画素案の中での意見です。一番下にですね、「学校において児童生徒の発達の段階に即した」という表現がありますけども、これはすでに山口県人権推進指針の中においては、「学校において児童生徒の成長過程に即して」というのが、正確な記述になるのではないかと。このようにですね、指針と統一した表記にすべきではないかと思えます。「発達段階」というのは集団的に物事を見ていきますから、そうじゃなしに個の状況もしっかり見ていくということで、人間の個々の「成長過程」に即して、というのが正しい表記ではないかと思えますので、その点も意見として申し上げておきます。

今日の私の意見の基本としては、先ほどの事務局の提案について賛成をして、これから進めていっていただきたいということを申し上げまして、私の意見としておきます。以上よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

呼称の問題からカミングアウトの問題、また人権に関連させて、御意見をいただき、最終的には事務局の提案された方向で進めてほしいという御意見であったと。今の末長委員の御意見に対して何か、御質問なり御意見なり、あればお聞きしたいと思いますが、時間も大分迫っておりますので、皆さんの御意見を伺いと思いますが、特に御質問等なければ、他の委員の方々からも御意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

田中委員 今、末長委員さんの言われたことに概ね賛成の意見であります。私も前回の

会議以降、少しですけれども身近なところからネットなど調べてみたんですけども、ほんとに言葉一つとっても、すごく多岐にわたることに驚かされました。先ほど2016年の結果で8%、私がたまたま見たのは2018年に20歳から59歳までの6万人を無作為でした結果、約10%というのが出ておりました。ということは、ここ2年の間だけでも2%増え、そして徐々に増えていっている可能性もあるので、本当に少数者ではないなと私自身も感じたところですよ。

あと、先ほどこの参考資料1の4の第5次の素案の御説明の中で、ちょっと聞き間違いでなければ、今年度中にそれをしていきたい旨の御発言だったかと思うんですけども、基本的には本当にこれは良いことだなと思うんですが、それとともに、先ほどの資料1の中で、この改定するには時間がかかるという言葉がありましたけれども、どの程度の時間というかそういう目途というのが少しでもおありなのかどうか。あの、ちょっと気になったのは、鈴木委員さんがこのお話を出したのが平成29年6月というここにあるんですけども、それからもう数年経っており、またこれからもうちょっと時間がかかると、それがどの程度の時間なのかわかりませんが、そういうところがスムーズに他の県のように移行していくのかどうか、というところがちょっと心配があるかなと思いました。以上です。

議長 ありがとうございます。

田中委員さんの方からタイムスケジュールについて御質問がありましたが、事務局の方で何か御答弁があればお願いします。

人権対策
室次長 はい。LGBTの関係で指針の改定のスケジュールという御質問でございます。これは次の議題2にも関連をいたしますけれども、まずはですね、昨年度実施した意識調査の結果を分析をして、課題や方向性について、御意見をいただきたいと実は今考えております。今後の進め方としましては、意識調査の中で、今回は人権一般についてというところを議題として準備しておりますけれども、次回の審議会以降ですね、人権の個別分野ごとの課題や人権教育・啓発の取組の分野についても、課題や方向性に関する御意見をいただきたいと実は考えているところでございます。個別分野につきましては、この調査結果の分析によって導き出されました課題や方向性に加えまして、新たに制定・改正された法律や県の計画も踏まえて、指針への反映、改定を段階的に検討していきたいと考えております。

なお、指針の改定に当たりましては、LGBT関係のみならず、個別分野全体において検討すべきと考えておまして、そのための全体調整が必要ということで、なお時間を要するものと考えております。そういったこともありまして、現時点において、具体的なスケジュールをお示しすることは難しいと思っておりますのでございます。

議 長 ありがとうございます。
田中委員さん、何か疑問等があれば。

田中委員 もちろん、はっきりした答えが出るとは思っておりませんが、少なくとも、今ここに表にさせていただいている性同一性障害だけというのが、明らかにほんのほんのほんの一部であるという認識を少しでも強く思っただいて、スムーズな移行を願っております。

議 長 ありがとうございます。
その他御意見はありませんでしょうか。御質問、御意見等でも結構ですし、感想等でも結構ですので、どうぞ忌憚のない御意見をお願いします。

田村委員 今日の御提案には、基本的には私も賛成です。
教育現場に以前おりました時に、やはり、この時期のこの時間にも、子供たちがひよっとしたら、こういったことで苦しみ、悩み、そして、自分が生まれてきた意味というものを否定しなければならないような、そういう子供がいるのではないかと、先ほど鈴木委員さんの説明を聞きながら、とても胸が痛い思いがしました。
そういう意味からも、名称につきましては、事務局の方で総合的に勘案されると思いますけれども、先ほど田中委員からもありましたように、少なくとも、学校現場で、あるいは企業等での啓発をこれまで以上に行っただいて、1人でも多くのこういった苦しみを持つ子供たちが、少なくなるようお願いしたいということでございます。

議 長 ありがとうございます。
田村委員からの方も、学校関係あるいは職場関係で、こういうふうな差別がないようにということで、啓発に取り組んで欲しいという御意見をいただきました。その他御意見はありませんでしょうか。
どうぞ、じゃあ高木委員。

高木委員 貴重な時間をすみません。
いろいろ御意見を伺わせていただいて、非常に参考になるし、今後も生かしていかなきゃならないところでありますけど、私はちょっと立場として、障害関係のことも成人も含めて、非常に狭いエリアの中に入ってしまった、なかなかのびのびと生活していないというのが、現状にあるんじゃないかと思うんですけどね、なかなか声をかけても返事をしない子も多い。積極的に返事をする子もおったりするんですけどね。それが一応成人していくと、少しずつ分かっていく子とですね、全然そのままでいく子供たちもおるんですけど、そういうことを考えていくと、人権というのは非常に難しい。言葉では言い尽くせない課題があるだろうという気がします。

今後、県の方でも、十分そういうことも含めて御検討いただいて、推進いただけたらというふうに希望を含めて、お願いをしたいと思います。

議長 ありがとうございます。

高木委員さんの方からは、身体障害の視点からも是非お願いしたいという御意見であったと思っております。

では、畑委員。

畑委員 企業でございますので、自分らしく、伸び伸びと働ける職場を作ることが、企業としての使命だと考えております。

LGBTの問題につきましては、比較的新しい問題ですので、欧米の側を除いて、なかなか日本の企業での対応事例が少ないので、今後十分問題を整理して優先順位をつけながら、この辺の課題について、解決に向けていろいろ研究していきたいと考えております。

まずはやはり、LGBTについて、職場で正しい理解を形成していくことと、苦しんでいる人がいるとするならば、信頼できる相談窓口を企業の中で整備していくというのが大事だろうというふうに考えております。

今回、県の基本計画ですね、よく理解しながらですね、企業としても課題に当たっていききたいと考えております。

議長 はい。ありがとうございます。

畑委員さんの方からは、企業の立場から、また労働関係の立場から、具体的に相談窓口等も設ける必要性等を御指摘していただきました。大変心強い御意見だったと思っております。

その他ありますでしょうか。

大分時間も差し迫ってはおるんですが。是非にということ御意見があれば。どなたか御意見がありますでしょうか。

末長委員 先ほど鈴木先生の方からですね、ライフステージごとの困難例ということで、0歳から10代のところにありますが、5ページ、この中で「性自認と異なる性別のトイレや更衣室の利用、制服の着用に対する精神的負荷が高く、精神障害発症につながる場合あり。」とあります。正にこういうことこそ、具体的な条件整備を進められていくことが、非常に重要なんだと思います。

最近、私が実際に感じるのは、トイレについて。皆様方も、時々コンビニのトイレなんかを使用させていただくとよく分かるんですが、最近のコンビニのトイレはですね、「男女どちらが使っても良い」というふうになっていますね。もちろん洋式トイレ。どちらでも入れるわけですから、違和感ないわけですね。男性のこういう姿をしておっても、女性の姿をしておっても、そのトイレに入れる。条件整備ですね。これがだんだんと新しくできるコンビニになればなるほど、そういうトイレの条件整備も進んできているんです。それがほんとに身

近に感じる点です。

ということは、鈴木先生のこの定義のように、0歳から10代ということで、学校ですね、学校におけるトイレのそういう条件整備をやっぱり進めていく必要があるんだと思うんですけども、これは正に教育委員会としての重要な大きな課題じゃないかなと。洋式トイレ化の問題を進めるという問題、男女が共に使用できるトイレ化を進める。また更衣室の利用については、どのような更衣室の利用形態が考えられるのか。

ここには、また制服の問題等も課題としてあげられています。こういうふうなものを含めて、私が先ほど申し上げました、これは文部科学省の方から手引きみたいなものでも示されているんじゃないかと思うんですよ、教育委員会の、学校や教職員に対して、手引きがおろされているということです。そういった中で具体的な実践、それからやっぱり少しずつでも環境を整備をしていくと。具体性がなかったら、いくら文言でとらえても駄目なんです。取組はより具体的なんです。でないと私は意味がないというふうに思います。正に今申し上げましたように、鈴木先生が5ページのライフステージごとの困難例の0歳から10代のところで掲げられている、こういう問題は極めて具体的な問題であろうというふうに思いますので、そのやはり解決に向けた取組、現実的な取組が強く求められているんだろうというふうに感じています。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。
議論もかなり出していただきましたし、最後に何か。
では、今村委員さんお願いします。

今村委員 私も皆さんと同様に、この人権の議論の中に性の議論を入れるということに非常に賛成します。今までのような非常に範囲が狭い中での限られた領域だけじゃない記述が必要だと本当に思います。

そして末長委員がおっしゃったように、やはり具体的にいろんなところに落とし込まれていって、できることから速やかにやっていくための基本的な人権として考えた時に、こういうことが必要だから、是非各分野でこういうことに、配慮というか考慮というか、きちんと重きを置いて施策を作ってくださいということが本当に大事で、この発信は人権でとても大事だと思いますが、そこでずっと、実は悩んでることが一つあるんです。

さっき末長委員がおっしゃったこととよく似てるんですけど、性的少数者という言葉。私も人権の会議の中で、少数者という言葉を使うこと自体、非常に私ははばかれるんです。また、どうしても少数者という言葉の中に差別的なイメージがすごく強いんですよ。この言葉がとても、実は鈴木委員が提示されたあの頃から気になっていたんです。

どうしたら良いのかなっていうので、今のところ結論は出ていないんですが、私は一番好きな言葉は、ダイバーシティという多様性なんですね。多様性で表現してもらおうと本当にありがたい。これは少数者でずっと流れることに非常に

私はこだわりというか、引っかかります。

ヨーロッパの方では、ジェンダーとセクシャリティのダイバーシティということで、ジェンダーのGと、セクシャリティのSと、そしてダイバーシティのDをとってGSDというのが使われている。だから早くこの言葉がむしろさっきのSOGIより早く普及して欲しいし、国がそういう、まだ本当は日本語が一番なんでしょうけれど、日本語でうまくいかないんだったら、そういう多様性を重んじていますという感覚で発信して欲しいなって、すごく実は思うんですが、あくまでも意見ですが、これをどうにか言葉としては解決できたら良いなと思います。もちろんこの施策を進めていくことと、人権として性の問題を発信していくっていうことが、私も大事と思っております。

- 議長 ありがとうございます。多くの委員の方々から御意見をいただきました。ほとんどの意見が、全ての意見が賛成という方向であったと思っております。
- また、ただ今、今村委員から御提案がありましたように、この問題につきましては、とりあえず審議会として、指針の中に取り込むべき課題があるということ、認識、共通理解できたというふうに思っております。
- この件につきましては、次の議題、「意識調査の結果に基づく方向性について」とも関係してまいります。今後、個別分野全体にかかわる指針の見直しを進める中で、引き続き、しっかりと事務局の方で御検討いただきたいというふうに思いますが、この方向でよろしいでしょうか。

(委員了承)

- 議長 ありがとうございます。特に反対意見はありませんので、今申し上げた方向で、事務局の方で進めていただきたいというふうに思います。
- 私の不徳の致すところですが、最初に15時までというふうに申し上げましたが、時計の進み方が非常に気になっております。
- それでは、議題(2)のその他①の「人権に関する県民意識調査結果に基づく方向性について」ということで、次の議題に入りたいと思います。
- まず事務局の方から御説明をお願いします。

- 人権対策室次長 それでは議題(2)に入らせていただきます。
- 資料の方は右肩に資料2と書いてございますホッチキス留めの資料を御覧ください。
- それでは説明に入らせていただきます。
- まず、「1 経緯及び趣旨」でございます。
- 令和元年度に実施した県民意識調査につきましては、昨年度の審議会で、結果の概要を御報告したところです。
- 報告では、前回との経年比較を中心とした単純集計のほか、他の設問とのクロス集計も取り入れた整理をしております。これによって、現状及び全体的

な傾向を一定程度把握できたものと考えています。

しかしながら、今後の施策推進へと結び付けるには、現状把握にとどめることなく、課題や方向性についてももしっかり検討することが必要です。

このため、本調査結果を分析し、議論を深めるための足掛かりとしたいと考えています。

「2 進め方(案)」としましては、(1)にありますように、事務局において、本調査結果を分析した上で、「課題」や「方向性」の案を本審議会に提示いたします。

(2) 方向性の検討に当たりましては、対象が広範囲に及ぶため、今年度は「人権一般について」から始めることとし、(3) 来年度以降は、「人権一般について」のほか、「人権の個別分野ごとの課題」「人権教育・啓発の取組」についても検討していくこととしています。

(4) 個別分野につきましては、本調査結果の分析によって導き出された課題や方向性に加え、新たに制定・改正された法律や県計画等も踏まえ、「指針」への反映・改定を段階的に検討していきたいと考えています。

次に「3 今年度の検討」ですが、「人権一般について」の9項目について、現状・課題・方向性を整理しています。

まず(1) 基本的人権に関する認知度です。

現状としましては、「基本的人権は侵すことのできない永久の権利として憲法で保障されている」ことを「知っている」が前回より2.8ポイント上昇しています。また、平成29年内閣府調査より6.4ポイント高い状況にあります。課題としましては、「知らない」が10%程度存在しており、一部に認知されていない現状があります。方向性として、指針の周知に努めるとともに、基本的人権に関する認知度が上昇するよう教育・啓発に努める必要があると考えています。

(2) 関心のある基本的人権です。

現状としましては、前回同様、「自由権」「平等権」「生存権」の3つが高く、いずれも6割を超えています。課題としましては、「労働三権」「裁判を受ける権利」は3割以下であり、基本的人権について幅広く関心を持たれている状況には至っていません。方向性として、指針の周知に努めるとともに、基本的人権について幅広く関心を持たれるよう教育・啓発に努める必要があると考えています。

(3) 山口県人権推進指針の理解度です。

現状としましては、「指針」を「知っている(計)」は前回より11.5ポイント上昇しているものの、約3割にとどまっています。また、年齢別では、年齢の高い方が「知っている」割合が高い傾向にあります。課題としましては、「知っている(計)」のうち「内容をよく理解していない」が2割強を占めており、理解度は高い状況ではありません。また、「知らない」が全体の7割弱存在し、特に若い世代の理解度が低い傾向にあります。方向性として、指針の理解が進むよう周知に努めるとともに、周知の現状を今一度整理し、効

果的な手法について検討する必要があります。また、インターネットの活用など若い世代へのアプローチ手法について検討することが必要と考えています。

(4) 山口県人権推進指針を知ったきっかけです。

現状としましては、全体的には、前回同様、「県・市町の広報紙」が最も高く、年齢別では、20～29歳で「人権に関するイベント」が、職業別では、学校の教職員や学校・医療関係以外の公務員で「研修会・講習会」が最も高く、全体とは異なる傾向となっています。また、「指針」の理解度との関係性に着目すると、「指針」の理解度が高い人ほど、「研修会・講習会」や「人権に関するイベント」を知ったきっかけとして回答する割合が高い傾向にあります。課題としましては、「県・市町のホームページ」の割合が低く、「指針」の十分な周知につながっていないことが挙げられます。方向性として、指針の周知に努めるとともに、周知の現状を今一度整理し、効果的な手法について検討する必要があります。また、インターネットの活用など若い世代へのアプローチ手法について検討することが必要と考えています。

(5) 山口県人権推進指針の内容に対する感想です。

現状としましては、「肯定的な感想(計)」が、前回より12.0ポイント低下し、「否定的な感想(計)」が、前回より5.7ポイント上昇しています。

課題としましては、「否定的な感想(計)」が上昇し、中でも「むずかしくてわかりにくい」が前回より12.7ポイント上昇していることが挙げられます。方向性として、指針の理解が進むよう教育・啓発に努めるとともに、教育・啓発の現状を今一度整理し、効果的な手法について検討する必要があります。

(6) 山口県における人権尊重意識の定着状況です。

現状としましては、「そう思う(計)」は27.5%で、前回より9.4ポイント上昇し、「そうは思わない(計)」は11.4%で、前回より1.2ポイント低下しています。また、「指針」の理解度との関係性に着目すると、指針の理解度が高い人ほど、「そう思う」と回答する割合が高い傾向にあります。課題としましては、「わからない」が前回より7.3ポイント上昇しており、人権について考える機会が十分ではないと思われれます。方向性として、指針の理解が進むよう教育・啓発に努めるとともに、教育・啓発の現状を今一度整理し、効果的な手法について検討する必要があります。

(7) 人権を侵害された経験についてです。

現状としましては、「ある」が21.9%、「ない」が58.8%で、前回とほぼ同じ状況です。「ある」は平成29年内閣府調査より6.0ポイント高くなっています。職業別では、その他の専門職・自由業、医療・保健・福祉関係者において、「ある」の割合が高くなっています。

(8) 人権を侵害されたと思った内容についてです。

現状としましては、「地域や職場での仲間はずれ」「名誉き損、侮辱」が高くなっています。「地域や職場などでの仲間はずれ」は前回より6.7ポイント上昇し、「公的機関や企業、団体による不当な扱い」は前回より6.0ポイ

ント低下しています。性別では、男性は女性に比べ「警察官による不当な扱い」の割合が、女性は男性に比べ「セクシュアル・ハラスメントやストーカー行為」の割合が高くなっています。

(9) 人権を侵害された際の対処法についてです。

現状としましては、前回同様、「黙って我慢した」が圧倒的に高くなっており、前回より3.6ポイント上昇しています。「相手に抗議した」は、前回より3.5ポイント低下しています。相談先としては、「親しい友だち、職場の同僚や上司」や「親、きょうだい、子どもや親戚」が上昇し、2割を超えています。公的機関である「警察」、「県や市町の担当部署」や「法務局や人権擁護委員」はいずれも1割未満となっています。課題としましては、人権を侵害されても黙って我慢する人が圧倒的に多い一方で、公的機関（国・県・市町）への相談割合が低く、相談機関として十分活用されていないことが挙げられます。方向性として、公的機関の相談窓口の周知を図るとともに、公的機関の周知の現状を今一度整理し、相互に連携の上、効果的な手法について検討する必要があると考えています。

以上、事務局としての検討案について、御説明をさせていただきました。

忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長 事務局ありがとうございました。事務局の方から現状、課題、方向性という視点も含めて細かく御説明をいただきました。それでは、委員の皆様から御意見をいただきたいと思えます。

澤田委員をお願いします。

澤田委員 もう時間が押しているようなので簡単に。今、事務局の方から説明がありましたが、私も昨年、県の方から県民意識調査の結果の報告を受けました。その時に要望いたしたんですが、山口県の人権推進指針の中の「相談体制の充実」という項目があります。様々な広報媒体を通じた相談機関等に関する情報提供の推進を掲げておられますが、この県民意識調査の結果を見る限り、公的機関が十分に相談機能を果たしているとは言い難いと思われまます。確かに、法務省はホームページで「みんなの人権110番」を開設されているし、県もホームページで人権相談窓口の紹介をされておりますが、相談のアクセス数が極めて少ない。ということは、この周知が極めて不十分で、人権推進指針に掲げる「相談体制の充実」にも重大な支障が生じていると私は思っております。この現状を踏まえ、審議会の皆さんの意見もお聞きしながら、県の方もそれを取り組むように加えて欲しいなと思っております。

先ほど事務局の方からも言われましたが、ホームページに加えて、例えば、既に一部では取り組まれていると思われまますが、公的施設などにポスターの掲示をすとか、公用車へのステッカーの貼付など様々な周知方法を工夫し、実践していただきたい。そしてこの問題を、行政のみならず、法務局や市町とも共有して、一体となった積極的な周知活動をしてもらいたいということであり

ます。

とりあえず私の方の意見はそうなんですが、あとは審議会委員の皆様の意見も拝聴したいと思っております。

議長 ありがとうございます。澤田委員より、県民に対する周知の問題ということですが、事務局の方で何か御答弁がありましたら、お願いしたいと思います。

人権対策 県民意識調査の結果ですけれども、人権を侵害された際の対処法として、公
室次長 的機関へ相談した人の割合が低いということについては、委員お示しのとおり
でございます。「指針」に基づく「相談体制の充実」といたしまして、県では
ホームページに人権関係相談機関の掲載をしているほか、毎年紙ベースで人権
関係相談機関一覧表というものを作成いたしまして、市町でありますとか、県
の社会福祉協議会、法務局、労働局、県の弁護士会、それから県庁内各課に配
布して、情報を共有しているところでございます。

しかしながら御指摘のとおり、県民意識調査の結果を見る限り、「黙って我慢する」という人が圧倒的に多い一方で、公的機関への相談割合は低く、相談機関として十分活用されていないという課題があるということで、方向性としては、相談窓口のより一層の周知を図る必要があると考えているところでございます。

今後、今いただきました澤田委員からの御提案も参考にさせていただきながら、国や市町をはじめ、関係団体とも連携して、より効果的な周知活動について、検討してまいりたいと考えております。

議長 ありがとうございます。事務局の方から周知について、具体的に検討していくということでお答えがありました。澤田委員の方で何かありますでしょうか。

澤田委員 今回の県民意識調査での結果もそうなんですが、もう一点は、現在コロナ禍にある中で、感染者や医療従事者に対する偏見や差別が見られるなど、新たな人権問題が発生していると考えております。山口県人権推進指針では、「分野別施策の推進」として、「感染症の問題」を位置付けており、この問題についても、審議会で議論して対応を検討すべきではないでしょうか。以上です。

議長 ありがとうございます。全国的に、まだ世界的なコロナ感染の問題ですが、それに関連しての感染症の問題についてという御質問ですが、これも、まずは事務局の方で何か御答弁があれば、お願いしたいんですが。

人権対策 今、委員お示しのようにですね、「指針」では、「感染症の問題」を個別の
室次長 人権課題の一つとして位置付けておりまして、感染症などの正しい知識の普及、

啓発を図り、人権尊重を念頭においた総合的な取組を推進するということによりしてまいります。

このうち、新型コロナウイルス感染症に係る問題につきましては、健康福祉部を中心に、県庁全体で対応しているという状況でございます。新型コロナウイルス感染症は、誰もがどこでも感染する可能性のある病気で、感染された方やその御家族等に対する偏見や差別、誹謗中傷はあってはならないということで、その対策について、本審議会でご議論いただくことについては、大きな意味があると思っております。本審議会でごいただきます御意見につきましては、庁内で情報共有をさせていただきますので、また、御意見をいただけたらと思っております。

ちなみにですけれども、この新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等への県の取組についてでございますけれども、まず人権に関する相談につきましては、中央県民相談室でありますとか、地方県民相談室、こちらの方で相談を受け付けておまして、必要に応じて所管課につなぐなどして、関係課の間で情報共有を行っているところでございます。それから啓発につきましては、感染された方やその御家族に対する誹謗中傷など決して行わないように、ホームページやテレビ、ラジオを通じて、知事から県民に繰り返し呼びかけるということもありますし、広報誌等でも周知を図っております。この他人権研修などでの周知にも取り組んでいるところでございます。

また御意見をいただけたらと思っております。

議長 ありがとうございます。澤田委員より2件、県民への周知の問題、そしてまた感染症の問題等を提示いただきました。事務局より御説明もいただきました。この件につきまして、委員の皆様の見解がありましたらお願いいたします。船崎委員お願いします。

船崎委員 今日の本審議会では、最初に鈴木先生の方から大変分かりやすいお話をいただきました。その上で、今回の調査の方向性やまとめて今後に向けて、指針を出していくという経過まで、非常に良い形で進んできたのではないかと、そんなふう感じております。

私の方からは、先ほどお話がありましたコロナ禍での話は是非続けて、審議の内容としていただきたいという点が一点。さらに、これにより、多様な方々に人権に対しても、差別を受けていらっしゃるのではないかと感じるような、例えば子供の貧困問題ですとか、例えば企業さんが倒産してしまったために生活苦になってしまって、どういうふうに対応したら良いか分からないというような、そういった問題まで含めて、一つの問題が多様に広がってきているというふう感じております。是非、そういったお話も含めて、コロナの及ぼす影響、またそれによってそれぞれの人権が守れているのか、相談対応も含めてというところで、非常に良い流れで今までのところのお話を伺っておりました。

ですから、また前回同様LGBTの話やいろんなことを続けて継続審議とい

う形となってきたように、これらも含めて続けてお話をいただければ、また学校現場でどのような対応をされたかというようなお話も含めて、制服も他県では女生徒がスカートよりは、パンツのほうがいい、ズボンにしたいっていうようなところも改めて、多様に選べるという、多様性って先ほども出ましたけれども、そういった取り組みを山口県が進んでおこなって行って、他県よりも一歩でも二歩でも進んでいただけると非常に嬉しいなというふうに思っております。新しい指針に向けてそういった方向性を出していただけると、より山口県らしさが出てくるのではないかと感じましたので、最後少しだけ発表させていただきました。ありがとうございました。

議 長 船崎委員の方から、指針についての御要望、前向きな意見をいただきました。ありがとうございます。その他に何かありますでしょうか。

田中委員 ちょっと今手元にある山口県人権推進指針の冊子を見させていただいて、知的障害のほうの代表ですので、その方で一言だけお願いがありまして、21ページ障害者問題のところ、最後(4)多様な障害支援というところで、大切だなと思うことがたくさん書かれておりまして、そのウですね、以前、昔と言っているのか分かりませんが、確かに発達障害、高次脳機能障害、情緒障害の方々への理解が、長年不足していたっていうことは多々ありまして、多分これに載ったのだらうと思われまして。ただ、知的障害もまだまだ正しい理解をしていただいていると思えないので、ここにせつかく「多様な障害への支援」と書かれておりますので、そのウに知的障害も入れていただけると嬉しいなと思いました。以上です。

議 長 ありがとうございます。また事務局の方でも御検討いただきたいと思いますが、では次に、鈴木委員から手が挙がっておりますので、お願いいたします。

鈴木委員 前回の会議から今回の会議までの間で、皆さんがL B G Tの課題について、すごく調べてきてくださったこと本当にありがとうございます。今日の会議、とても充実した意見が出て、大変嬉しく感じます。

1点だけすみません。県民意識調査報告書の28ページ「表3-3山口県における人権尊重意識の定着状況(職業別)」の表が並んでいるんですけども、先ほどの事務局からの御説明も拝聴しながら表を見ていて気になった点を1点だけお話したいんですけども、学校の教職員の方が、人権尊重意識が山口県で定着していると「そう思う」に50%となっているんですけども、学生さんは13.4%しかなく、そして「わからない」が63.3%ということで、教育機関というよりも同じ空間にいる学生さんと教職員の方が、あまりに認識がずれているということで、学生さんがまだ社会に出ていないから分からないという、自信がないからということもあるかもしれませんが、しかし自分たちが今生活しているところで人権が守られているという確信を抱けていないので

あれば、かえって問題だなとは思いました。

この数値がなぜここまで逆転しているのか、ずれているのか、そこを是非今後分析していただきたいですし、私たちも考えたいと思います。以上です。

今村委員 対象が18歳以上で調査しているので。

鈴木委員 大学生の方ではないかと思うんですけれども。

今村委員 ですね。で、きっと教職員はもっと小中高の教職員を調べているのかなと思うんですけれども、言われることは分かります、幼い時にきちんと人権教育していないので、18歳以上の大学生とか専門学生とか。ただこれをそのまま分析するよりも、むしろこの数値は教職員というその領域で、それとそれが育っていった学生たちがこのレベルだという意識で読まれた方が、先生もそう読まれたのかもしれませんが、そういうふうには読まれないとギャップっていう、教えているのにこんなに分かっていないというそのギャップでこの表を見ると少し違うかなと思うんですけれども。どうでしょうか。

鈴木委員 御指摘のとおりだとは思いますが、小中高と習ってきたプラス学校の現場で、自分の人権が守られているなど感じているかどうかという二つの側面があるとは思いましたので、そのちゃんと教えていないだろうという話ではなく、守られているという実感がもし持っていないというのであれば、ここは分析し、より課題として注視するべきではないかなということです。

今村委員 分かりました。

議長 ありがとうございます。今の件につきましては、また事務局の方でも質問項目なり回答の内容等についても精査いただいて、御指摘いただいたようなことを参考に、その辺のところを今後役に立ててくれれば良いかなと思います。

事務局から何か、今の件についてありますでしょうか。

人権対策室 大変広範囲に渡りまして、参考になる御意見をたくさんいただきましてありがとうございます。この人権に関する県民意識調査の件につきましては、今回初めて議題として出しましたので、今後も引き続きですね、この問題を中心に、様々な課題について御審議いただくようにしたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。議題（2）につきましては、「人権に関する県民意識調査結果に基づく方向性について」ということですが、今事務局からの答弁もありましたように、今回、「人権一般について」の部分に課題や方向性が示されましたので、この問題については、次回に「人権の個別分野ごとの課題」、

あるいは「人権教育・啓発の取組」の課題や方向性を提示されるということで、次回の継続審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(委員了承)

特に反対意見はありませんので、その方向で御承認をいただいたと思います。私の不手際で15時までという、あれだけ強調しておったんですが、時間を過ぎてしまいました。しかし、内容的には皆さんから大変貴重な御意見をいただいて、建設的な議論ができたというふうに自負しております。

その他に、特に意見もないようでしたら本日の会議を終了したいと思います。委員の皆様には、議事進行に御協力を賜りまして大変ありがとうございます。

それでは事務局にお返ししたいと思います。

事務局 それでは閉会に当たりまして、環境生活部長の神杉から、一言御礼を申し上げます。

環境生活 はい。一言御礼を申し上げます。

部長 高田会長さんお疲れ様でした。ありがとうございました。時間ももちろんちょっとオーバーしたんですけれども、すごく建設的な意見を聞かせていただきました。特に現場の実態とか、あと今の状況を踏まえた、本当に的確で建設的な意見をいただきまして、今後、事務局としても、重点的にやっていかなければいけない項目とかもある程度分かってきましたので、皆様の意見を踏まえまして、人権推進指針に基づいた人権行政の推進、これに努めてまいりたいと思います。

それと、今月末をもって委員の任期が一旦満了いたします。最後になりましたけど、今回退任される皆様方におかれましては、これまでも本当いろんな御支援とか、それから御協力を賜りました。ここで改めて心から感謝、御礼を申し上げますとともに、今後も引き続き、いろいろと御指導、それから御意見を賜りますようお願い申し上げます、私の御挨拶とさせていただきます。本日は本当にお疲れさまでした。

事務局 以上をもちまして、第14回の審議会を閉会します。